

平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱

(平成30年 3月30日石岡市告示第200号)

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の中心市街地の活性化を図るために実施する空き店舗等活用支援事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 指定区域において入居者がいない状態又は入居者を決定していない状態が原則として3箇月以上継続し、店舗として賃貸借可能な建物の全部又は一部をいう。
- (2) 新規出店者 空き店舗等を賃借する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める産業分類（大分類）のうち、市長が別に定める事業を新たに営もうとする者又は既に事業を営んでいる個人又は法人をいう。
- (3) 指定区域 石岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地で、別図に定める区域をいう。

(補助対象経費等)

第3条 この補助金の補助対象経費、補助対象者及び補助額は、別表1に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 空き店舗等の所有者と新規出店者との関係が別表2の要件に該当する者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は第3条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業を行う者
- (3) 中心市街地内で過去に営業し、その後空き店舗等とした者
- (4) 週5日以上営業し、かつ、通年営業できる見込みのない者

- (5) 市税（国民健康保険税を含む。）を滞納している者
- (6) 個人若しくは団体の意見広告又は個人の宣伝となるものを行う者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っている者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が、新規出店者又は新規出店者が入店する店舗所有者の役員又は経営に事実上参加している者
- (9) 市長が不相当と認める業種の営業を行っている者又は行う者
- (10) 平成24年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成24年石岡市告示第119号）、平成25年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成25年石岡市告示第198号）、平成26年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成26年石岡市告示第182号）、平成27年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成27年石岡市告示第76号）、平成28年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成28年石岡市告示第217号）又は平成29年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成29年石岡市告示第336号。以下「前年度補助金交付要綱」という。）の交付を受けたことがある者

3 第1項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業計画の認定等）

第4条 この補助金の交付を受けようとする新規出店者は、空き店舗等への出店をする前に、中心市街地空き店舗等活用支援事業認定申請書（様式第1号）に、関係書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容等を審査し、審査結果について中心市街地空き店舗等活用支援事業認定審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項に規定する審査を行うに当たって、必要に応じて外部から助言を求めることができる。

4 第2項の規定による事業の認定に当たっては、必要な指示又は条件を付することができる。

(交付申請)

第5条 前条第2項に規定する通知書の交付を受けた新規出店者又は新規出店者が入店する店舗所有者は、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付申請書(様式第3号)に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、第3条第2項第10号の規定にかかわらず、前年度補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた者で、前年度中に補助対象となる店舗賃借料の補助金の交付対象期間が12箇月に満たない場合で、今年度も引き続き店舗賃借料の補助金の交付を受けようとする者は、関係書類を添えて、申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請があった場合は、速やかにその内容等を審査し、補助金を交付することに決定したときは、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更又は中止しようとするときは、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更承認申請書(様式第5号)により、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認したときは、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更決定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払については、複数回に分けて支払うことができるものとし、最終の

支払については、既に交付した補助金額と補助対象となる経費の実績額をもって精算するものとする。

(補助金の返還等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定若しくは補助金の額の確定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要であると認めるとき。

(店舗の処分等の制限)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により決定した日の属する年度の翌年度から起算して2年間は、補助金の交付を受けた空き店舗等を他の目的に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(関係書類の保管等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業補助完了の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(平成29年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金の廃止)

- 2 平成29年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成29年石岡市告示第336号）は、廃止する。

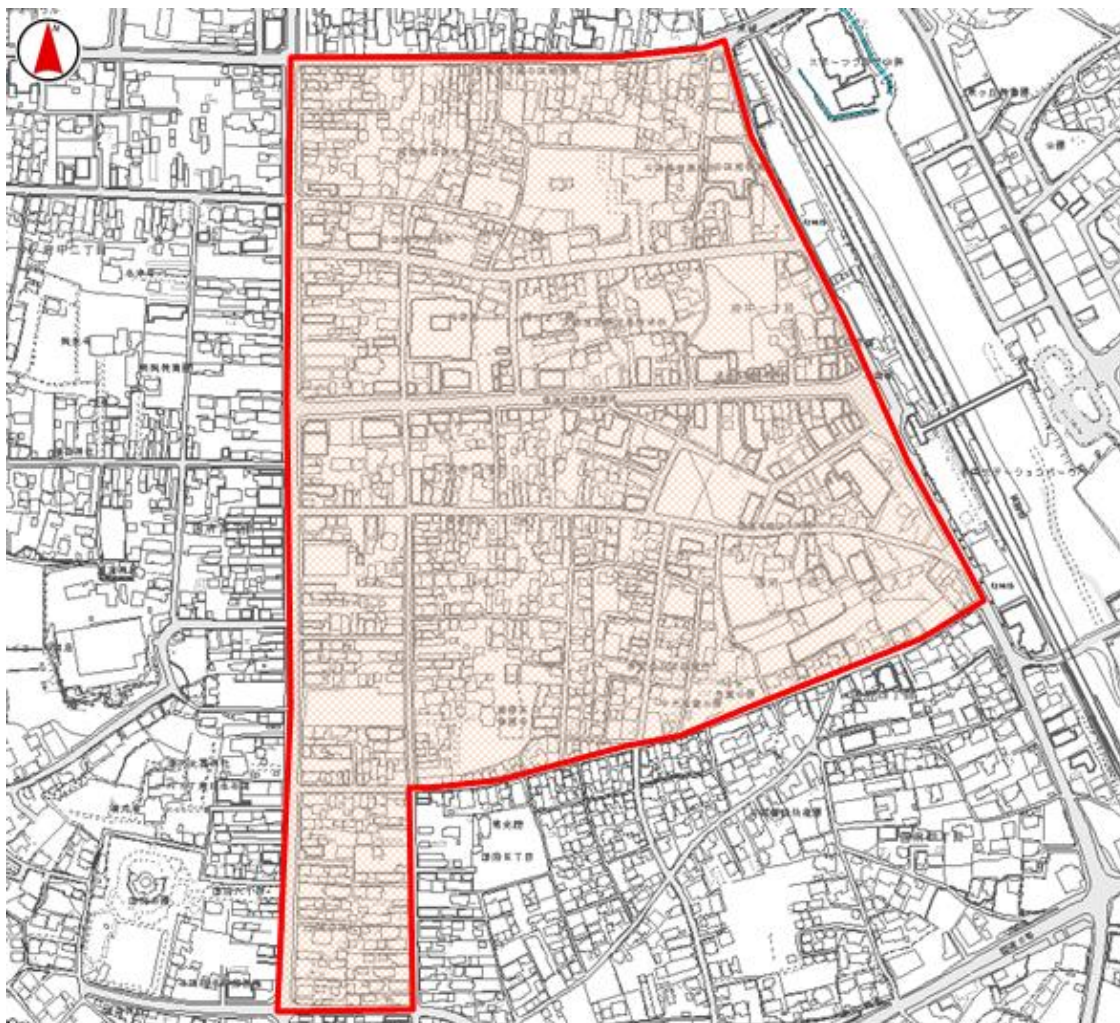
別表1（第3条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助額
<p>店舗改装費 指定区域内において、新たに開業するにあたり必要と認められる内装工事（天井，内壁床等），外装工事（看板設置，扉等），給排水設備工事，電気工事，空調設備工事等に係る費用及び附帯設備（キッチン，カウンター，照明等で，建物と一体となったものに限る。）の設置に係る費用</p>	<p>指定区域内における新規出店者</p>	<p>店舗改装に要した金額の3分の2以内かつ140万円を限度とする。ただし，国道355号線及び県道277号線に面する店舗にあつては，1階については3分の2以内かつ160万円を限度とし，2階以上については3分の2以内かつ150万円を限度とする。</p>
<p>店舗賃借料 保証金，敷金，礼金等の預託金，仲介手数料等を除く。</p>	<p>指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者</p>	<p>1 月額店舗賃借料の2分の1以内かつ3万円以下とし，最大12箇月分とする。ただし，国道355号線及び県道277号線に面する店舗にあつては，1階については2分の1以内かつ5万円以下とし，2階以上については2分の1以内かつ4万円以下とする。</p> <p>2 開業日の属する月の翌月（1日に開業する場合にあつては，該当月）から対象とする。</p> <p>3 1の規定にかかわらず，平成28年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金（平成28年石岡市告示第217号）に基づき，店舗賃借料にかかる補助金の交付決定を受けた者については，月額店舗賃借料の2分の1以内かつ4万円以下とし，12箇月分から前年度に補助金の交付を受けた月数分を除いた月数とする。</p>
<p>店舗修繕費 当該店舗の賃貸に当たり必要と認められる屋根工事，外壁工事，給排水設備工事（床下・建物以外の設備），電気工事（電線から配電盤までの設備），空調設備工事等に係る費用</p>	<p>指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者</p>	<p>店舗修繕費の6分の1以内かつ50万円を限度とする。</p>

別表 2 (第 3 条関係)

空き店舗の所有者区分	新規出店者区分	要件
法人	個人	1 新規出店者と空き店舗を所有する法人（以下「所有法人」）の役員若しくは発起人とが生計を一としている者。 2 新規出店者と所有法人の役員若しくは発起人とが 2 親等以内の親族である者。
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員若しくは発起人とが生計を一としている者。 2 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員若しくは発起人とが 2 親等以内の親族である者。
個人	個人	1 新規出店者と空き店舗所有者とが生計を一としている者。 2 新規出店者と空き店舗所有者とが 2 親等以内の親族である者。
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者とが生計を一としている者。 2 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者とが 2 親等以内の親族である者。

別図（第2条関係）



備考 指定区域は、実線（道路を指す。）内側の区域（実線外側に隣接する店舗を含む。）とする。

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業認定申請書

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金の認定を受けるため、平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

1 申請者

個人又は法人名	
役職及び代表者氏名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ番号	
メールアドレス	
事業に関する経験等	
出店の動機	

2 事業計画書

店舗名称	
業種及び業態	
店舗所在地	石岡市
営業時間	
定休日	
事業内容 (詳細に記載する又は資料を添付してください。)	
今後の展望	
商店街等の活動に対する意欲	

3 収支予算書

内 訳		初年度	翌年度	備 考
収 入	売上高			
	改装費補助			
	家賃補助			
	その他			
	計 (①)			
支 出	改装費			
	仕入高			
	人件費			
	家賃等			
	広告宣伝費			
	イベント費			
	その他			
	計 (②)			
利益 (①－②)				
雇用	正社員	人	人	
人数	パート等	人	人	

添付書類

- (1) 申請者が個人にあつては履歴書，法人にあつては履歴事項全部証明書及び定款
- (2) 市税（国民健康保険税を含む。）の納入状況が確認できるもの
- (3) その他必要な書類

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

中心市街地空き店舗等活用支援事業認定審査結果通知書

年 月 日付で申請のあった事業認定については、下記のとおり決定したので、平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 審査結果
認定（不認定）
- 2 氏名又は名称及び代表者氏名
- 3 店舗の名称及び所在地
- 4 業種及び業態
- 5 認定にあたっての条件（不認定の場合はその理由）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付申請書

平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助申請額 円

補助申請額の内訳

店舗改装費	円
店舗賃借料	円
店舗修繕費	円

2 関係書類

- (1) 中心市街地空き店舗等活用支援事業認定審査結果通知書の写し
- (2) その他必要な書類

様式第4号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金については、平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額

円

補助金交付決定額の内訳

店舗改装費補助金	円
店舗賃借料補助金	円
店舗修繕費補助金	円

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金に係る補助対象事業の内容を変更したいので、平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のあった中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金については、審査の結果、年 月 日付け第 号で通知した交付決定を下記のとおり変更したので、平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 変更の内容

年 月 日

石岡市長 宛

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金事業について、平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 実績額 円

実績額の内訳

店舗改装費	円
店舗賃借料	円
店舗修繕費	円

2 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 工事完了後の店舗の写真
- (4) 工事費及び賃借料の支払いが分かる書類の写し
- (5) その他必要な書類

様式第8号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

印

中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金については、平成30年度石岡市中心市街地空き店舗等活用支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 円

補助金確定額の内訳

店舗改装費補助金	円
店舗賃借料補助金	円
店舗修繕費補助金	円